

平成27年3月

建設業者 各位

総務部契約課

## 建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律に伴い、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部が改正されました。

この法改正に伴い、本市の建設工事の入札における「工事費内訳書」の提出について、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

### 記

#### 1 実施時期及び対象案件について

平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札のうち、130万円を超える全ての案件が対象となります。

なお、随意契約については、対象外です。

#### 2 提出の時期及び提出方法について

入札書を提出する際に合わせて提出していただきます。

なお、やむを得ず紙入札により入札を行う場合は、入札書と一緒に封筒に入れて提出してください。

#### 3 工事費内訳書の様式及び作成方法について

様式については、別紙1「工事費内訳書」(サンプル)が基本となりますが、工事の内容により記載されている工種等が異なります。

作成方法については、あらかじめ入札案件の工事名称や工種等が記載された「工事費内訳書」を入札情報サービスに掲載しますので、各項目ごとの金額及び商号又は名称を入力し、作成してください。

#### 4 工事費内訳書の取扱いについて

① 工事費内訳書の提出において、無効となる場合がありますので、別紙2「【工事費内訳書】の詳細について」を御参照ください。

② 一旦提出された工事費内訳書の書き換え等による再提出はできません。

#### 5 電子入札システムによる入札について

入札書を提出する際の工事費内訳書の提出方法については、別紙3「電子入札時の内訳書の添付方法」を御参照ください。

<問合せ先>

総務部契約課 契約担当

電話：0986-23-2122 (直通)